

電動アシスト自転車に関する JIS 改正

- 測定方法の明確化による多種多様な電動アシスト自転車への対応 -

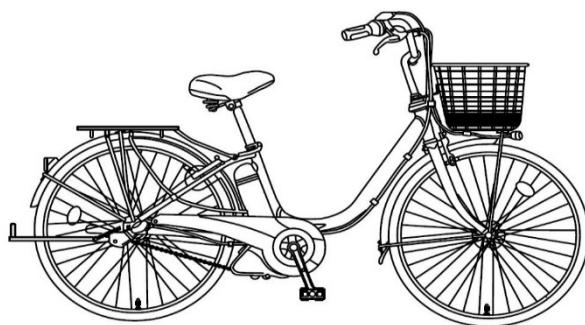
平成 30 年 9 月 20 日

電動アシスト自転車は、従来の高齢者向けから、子育て世代向けの幼児 2 人同乗用自転車、若年層向けへと、その用途が広がっております。このような状況の中、今回、電動アシスト自転車のアシスト比率の測定方法等について規定内容を明確にし、多種多様な電動アシスト自転車のアシスト比率を適正に測定評価できるように、JIS D9115(電動アシスト自転車)を改正しました。

1. JIS 改正の必要性

JIS D9115(電動アシスト自転車)は、電動アシスト自転車の安全要求事項や試験方法等について規定化して、電動アシスト自転車の普及拡大に寄与する重要な規格です。そのうち、附属書 B(原動機の基準の細目及び時間応答性の基準)は、道路交通法施行規則をもとに国家公安委員会が行う「駆動補助機付自転車の型式認定基準」(以下、型式認定基準)と同等のものであり、電動アシスト自転車のアシスト比率の測定方法等を定めています。

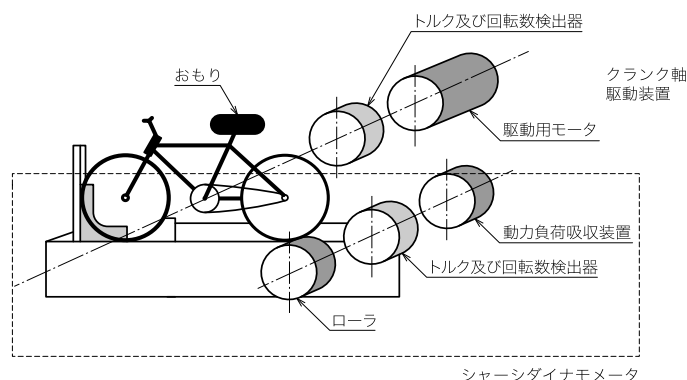
今日の多種多様な機構・機能をもつ電動アシスト自転車のアシスト比率を適正に測定評価するため、平成 29 年 10 月 30 日付で型式認定基準が改正されました。この改正を受け、同基準を引用している附属書 B の改正を行いました。



電動アシスト自転車

2. JIS 改正の主なポイント

今回の改正は、基本的に国家公安委員会が行う型式認定基準に準じており、規定内容の表現方法等の変更や、曖昧な箇所を明確にしました。



駆動補助力の比率検査装置の概観図(モータ駆動輪が後輪の場合)

日本工業標準調査会（JISC）のHP（<http://www.jisc.go.jp/>）から、
「JIS D9115」でJIS検索すると本文を閲覧できます。

【担当】産業技術環境局 国際標準課 （03-3501-9277、内線 3423）
（課長）藤代 尚武 （担当）永田 邦博、宗像 保男、昇 奈津美